

第 20 号の 3 様式記載の手引

1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額を基礎にして中間申告をする場合に使用します。
- (2) この申告書は、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の市町村長に 1 通を提出してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 「※」のある欄		記載する必要はありません。
2 金額の単位区分(けた)のある欄	単位区分に従って正確に記載してください。	
3 「法人番号」	法人番号(13桁)を記載してください。	
4 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該課税信託についてこの申告書を提出する場合は、当該法人課税信託の名称を併記してください。	
5 「所在地」	本店所在地を記載してください。なお、2以上の市町村に事務所等を有する法人が、当該市町村内に支店等のみを有する場合は、主たる支店等の所在地も併記してください。	
6 「事業種目」	事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載してください。2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付して記載してください。	
7 「前期末現在の資本金の額又は出資金の額」	前事業年度又は前連結事業年度の末日現在における資本金の額又は出資金の額を記載してください。 なお、かっこ内には、当該事業年度又は当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在の資本金の額または出資金の額を記載してください。	
8 「前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」	前事業年度又は前連結事業年度の末日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額を記載してください。	
9 「前期末現在の資本金等の額」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載してください。 (1) 連結法人以外の法人((3)を除きます。) 法第292条第1項第4号の5ロに定める額 (2) 連結申告法人((3)を除きます。) 法第292条第1項第4号の5ハに定める額 (3) 保険業法に規定する相互会社 政令第45条の5において準用する政令第6条の25第2号又は第3号に定める金額	
10 「予定申告税額 ②」	(1) ①の欄の金額に6を乗じて得た金額を前事業年度又は前連結事業年度の月数で除して算定してください。なお、この月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月としてください。 (2) この金額に100円未満の端数があるとき、またはその金額が100円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てて記載してください。	

11 「この申告により納付すべき法人税割額 ④」	この金額に 100 円未満の端数があるとき、またはその金額が 100 円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てて記載してください。	
12 「算定期間中において事務所等を有していた月数 ⑤」	暦に従って計算し、1 月に満たないときは 1 月とし、1 月に満たない端数を生じた場合は切り捨てて記載してください。	算定期間中に事務所等又は寮等の新設又は廃止があった場合は、その月数には新設又は廃止の日を含みます。
13 「円× ⑤/12 ⑥」	この金額に 100 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて記載してください。 また、指定都市に申告する場合は、「指定都市に申告する場合の⑥の計算」の欄の合計額又は第 20 号様式別表 4 の 3 の「計」欄の合計を記載します。	均等割の税額区分の基準は、「前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合計額」又は「前期末現在の資本金等の額」のいずれか大きいほうの額を用います。
14 「当該市町村分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数」	当該事業年度又は当該連結事業年度開始の日から 6 月を経過した日の前日現在における事務所等又は寮等の従業者数を記載してください。なお、新設又は、廃止された事務所等にあっても算定期間の末日現在における従業者の数を記載してください。	
15 「前事業年度の法人税割額の明細」 ⑨～⑰までの欄	それぞれの欄に対応する前事業年度又は前連結事業年度の確定申告書に記載した金額を記載してください。 ⑨の欄は、前事業年度又は前連結事業年度の確定申告書に記載した第 20 号様式の⑤の欄の金額を記載してください。 ⑰の欄は、⑨の欄のかつこ内の金額に前事業年度又は前連結事業年度の法人税割の税率を乗じて得た金額を記載してください。	2 以上の市町村に事務所等を有する法人の⑰の欄は、⑩の欄の金額に⑨の欄のかつこ外の金額に対する同欄のかつこ内の金額の割合を乗じて得た金額を記載してください。
16 「指定都市に申告する場合の⑥の計算」	指定都市に申告する場合にのみ、次により記載してください。 (1) 事務所等又は寮等の所在する区ごとに記載してください。 (2) 「従業者数」の欄は、法人税額の課税標準の算定期間又は、連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における事務所等又は寮等の従業者数を記載してください。なお、新設又は、廃止された事務所等にあっても算定期間の末日現在における従業者の数を記載してください。	「区コード」の欄は記載する必要はありません。 11 以上の区に事務所等又は寮等を有する場合は、この欄には記載せず、第 20 号様式別表 4 の 3 を添付してください。